

常任委員会

Q & A

Q 老人医療給付事業の償還金の追加の補正予算について、老人医療制度は、既に終わっている事業なので、今この時期になぜ補正が出てきているのか。

A 老人医療制度は平成19年度までの制度ですが、それ以前の医療保険にかかる過誤があった場合、清算は続けられています。

今回は、坂東市内の病院の不正請求に関する清算です。病院側からの医療費等の返還を受けまして、町は国・県・支払基金へ補助相当分を償還するための補正予算になります。

Q 町の広報に公共施設等の今後の計画が財政的に相当かかると載っていたが、その中で公共施設等総合管理計画事業準備基金を設けるとのことだが、財源の見通しは。

A 基本的には、繰越金を積み増ししていく考えです。今回の公共施設の管理計画に基づくものについては、この基金等を充てていきます。

Q 繰越金のどのくらいのパーセントのものを基金に積み立てていくのか。また、ガイドラインのような考えはどうか。

A 更新費用の推計が40年間で160億円という数字が出ていますが、起債や補助制度も導入することから全てが一般財源ではありません。また、どのように積み立てるかは、この基金条例を設置したあと、総合管理計画と合わせた形で検討していきたい。

Q 水道管等の修繕を実施した際に舗装の付替えを行っているが、仮舗装らしきところが多々見受けられる。段差により、車両が通行するたびに家の中が響くという指摘を聞いている。最初から沈下することを予測して膨らみを持った舗装工事をしていると見受けられるが、現場の検査はどのようにしているのか。

A 上下水道の取出し工事箇所ではありますが、竣工検査を行っております。膨らみは地盤が下がることを見越して行う場合もありますが、取出し工事に伴い舗装面を開削するため、地盤の状況によっては段差が発生しています。そうした場合、現場を勘案しながら対処しています。



意見書を提出

定例会で採択された請願について、地方自治法に基づき、意見書を内閣総理大臣等に提出しました。(なお、文章は要約して掲載しています)

○教育予算の拡充を求める意見書

国の施策として教職員の定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでも、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。教育予算を国全体として、しっ

かりと確保・充実させるため、次の事項を実現されるよう、強く要望する。

- 1 子どもたちの教育環境改善 のために、計画的な教職員定数改善を推進すること
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること
- 3 震災からの教育復興のための予算措置を継続して行うこと